

「和歌山県人権施策基本方針 改定案」に対する意見募集

1 趣旨

和歌山県では、全ての人の人権が尊重される社会の実現を図るため、平成14年4月に施行した「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」に基づき、平成16年8月に「和歌山県人権施策基本方針」を策定し、人権施策の総合的・効果的な推進に努めてきました。

しかし、依然として、女性やこども、高齢者、障害のある人、外国人等に対する人権侵害や同和問題など、様々な人権問題が発生しています。

特に、いじめや女性への暴力、こどもへの虐待、職場におけるハラスメントといった問題が顕著になるとともに、インターネット上での人権侵害が深刻化しています。

そのため、現在、標記基本方針の改定作業を進めており、このたび改定案をまとめましたので、県民の皆様からの御意見を募集します。

2 意見の募集期間

令和6年11月15日（金）から令和6年12月16日（月）まで【必着】

3 公表資料

- (1) 和歌山県人権施策基本方針改定案の概要
- (2) 和歌山県人権施策基本方針改定案

4 資料の入手及び閲覧方法

(1) 県のホームページへの掲載

(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/021400/jinken.html>)

(2) 関係機関での閲覧

○県庁情報公開コーナー（県庁本館2階）

○県庁人権施策推進課（県庁本館2階）

○各振興局地域づくり部総務県民課

※閲覧時間は月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで。

土曜日、日曜日、祝日はホームページによる閲覧のみとなります。

※「和歌山県人権施策基本方針改定案」につきましては、音声CDを御用意しておりますので、御入り用の方は、上記閲覧場所にてお申し出ください。

5 意見の提出方法及び提出先

- (1) 氏名、住所、電話番号（法人及び団体にあつては、団体名、代表者名、主たる事業所の所在地及び電話番号）及び意見を日本語で簡潔に記載し、下記のいずれかの方法により県庁人権施策推進課あて提出してください。

○郵便（持参可）

〒640-8585 和歌山市小松原通 1－1

和歌山県共生社会推進部人権局人権施策推進課

○ファクシミリ 073-433-4540

○電子メール e1102001@pref.wakayama.lg.jp

(2)意見提出の様式は自由です。

(3)口頭及び電話による意見の受付はできませんので、御了承願います。

6 提出いただいた意見の取扱い

(1)提出いただいた意見に個別の回答はいたしませんので御了承願います。

(2)類似の意見を取りまとめ、県の考え方とともにホームページで公表いたします。

(3)提出いただいた方の市町村名以外の個人情報公表いたしません。

(4)単に賛否を示した意見及び本改定素案に関連のない意見等については、県の考え方を示すことはいたしません。

(5)提出いただいた書類は返却いたしません。

7 問い合わせ先

和歌山県共生社会推進部人権局人権施策推進課

電 話 073-441-2566

ファクシミリ 073-433-4540